

個人情報（特定個人情報を含む）取扱特記事項

（個人情報の改ざん、滅失及び損傷の禁止）

第1 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から引き渡された個人情報を改ざん、滅失及び損傷してはならない。

（個人情報の漏えいの禁止）

第2 受注者は、この契約による業務に関し知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

（再委託における条件）

第3 受注者は、発注者の許諾を得た場合に限り、個人情報の取扱いを伴う業務を再委託することができる。

（委託目的以外の個人情報の使用禁止）

第4 受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、本契約の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。

（個人情報の複写及び複製の禁止）

第5 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うため発注者から引き渡された個人情報を、複写及び複製してはならない。

（事故発生時における報告義務）

第6 受注者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の改ざん、滅失、損傷、漏えい等があった場合には、発注者に、直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

（個人情報が掲載された資料等の返還義務又は廃棄義務）

第7 受注者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が不要でなくなった場合には、発注者の指示により、速やかに個人情報が掲載された資料等を返還または廃棄しなければならない。

（事業所内からの個人情報の持出しの禁止）

第8 受注者は、この契約による業務を行うために必要な場合を除き、事業所内から個人情報を持ち出してはならない。

(個人情報を取り扱う従業者の明確化)

第9 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱う従業者を明確にしておかなければならない。

(従業者に対する監督及び教育)

第10 受注者は、この契約による業務を行うために遵守すべき個人情報に係る法令等について従業者に教育を行うとともに、適正な取扱いについて監督しなければならない。

(契約内容の遵守状況に係る報告)

第11 受注者は、この契約による業務の実施にあたり、契約内容を遵守したことを発注者に報告しなければならない。

(実地調査の実施)

第12 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務に関して実地調査を行うものとする。